

法人に係る利子割(地方税)廃止に関するお知らせ

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日より「法人」に係る利子割(預金利息等から特別徴収する「地方税 5%」)が廃止されます。

法人につきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払われる預金利息等から地方税の特別徴収は行われませんので、お知らせいたします。なお、個人につきましては変更ございません。

1. 廃止時期

2016 年 1 月 1 日より

2. 利子割廃止の対象となる金融商品等

- ・ 普通預金(外貨普通預金含む)
- ・ 定期預金(外貨定期預金含む)
- ・ 通知預金
- ・ 納税準備預金(納税外の目的で払戻しをした場合のみ)
- ・ 公共債
- ・ 公社債投資信託

3. 法人の源泉徴収について

期間	税率
平成 27 年 12 月 31 日まで	20.315% (国税 15.315% + 地方税 5%)
平成 28 年 1 月 1 日から	15.315% (国税 15.315%)

・ 上記国税には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 1 月 31 日までは課されており、源泉徴収されます。

・ 普通預金、通知預金、納税準備預金、外貨普通預金は、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払われる預金利息等より地方税は特別徴収されません。

・ 定期預金、外貨定期預金は、平成 28 年 1 月 1 日以降の満期時、中途解約時に支払われる預金利息等より地方税は特別徴収されません。